

# 昌子の広場

## 第72報

### 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員  
小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10  
 自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626  
 事務所 Tel(Fax)0725-53-4451  
 Email masakokob@yahoo.co.jp  
 http://masako-hiroba.info/  
 ホームページもご覧下さい  
 yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次

- 市民の葬儀情報を議員へ送信する裁判が結審 P1
- 私の一般質問 P2-3
- 口利き防止条例制定 P4

**市民の葬儀情報を議員へ送信する裁判が結審  
第2回定例会での私の一般質問**

## 市民の葬儀情報を議員へ送信する裁判が結審！

議会事務局が、毎日市民の葬儀情報を議員へFAXで通知している事に関する裁判が結審しました。年内に判決が出る見込みです。この裁判はオンブズ和泉の代表が、葬儀情報の提供は単なる議員への便宜供与で、そのようなものに市民の税金を使うべきでない。葬儀情報は個人情報に当たりこれを送信することは和泉市個人情報保護条例にも違反するとして、市長にFAX送信を差し止めるよう求めた訴訟です。私も原告側立場から陳述を行いました。

以下はその論点です。市民の皆様どのようにお考えでしょうか。



論点	原告の主張	議会事務局の主張
葬儀参列の目的	知り合いならいざ知らず、見ず知らずの市民の葬儀に参列するのは選挙目当に他ならない。葬儀は故人を弔うもので、市政の話などそぐわない。	葬儀に参列し、市民と出会う事によって市民の要望などを聞く機会になり、議員活動に有益。葬儀にはいろいろな人が参列するので、いろいろな市民と接触する機会となる。
葬儀議員	葬儀には参列するのに、一般質問等議会で殆ど質問しない議員がいる。葬儀議員といわれる所以である。	議員の仕事の仕方は千差万別。一般質問が多いのは寧ろ市政の停滞につながる。
個人情報保護違反	和泉市の個人情報保護条例では亡くなった人も保護の対象となっている。亡くなった人の個人情報を目的外に利用することは本人の了解が無いので条例に違反する。	葬儀情報は、亡くなった人の情報ではなく喪主等の情報である。届け出の際に公表の可否を確認しているので条例に違反しない。
公表の可否の確認	仮に喪主の情報としても、公表の可否の確認は直接本人かまたは文書での確認が必要。葬儀会社の代理の確認は無効。	葬儀会社はその目的を熟知しており、代理も問題ない。
FAX送信は議長の職務命令か	議長が指示した文書もなく、議会事務局の職分にもそれを伺わせるものはない。過去の習慣を続けているだけで、議長の職務命令とは言えない。	指示した文書等はないが、組織・運営上議長の職務命令である。
市民の税金	議員の個人的な目的のために、市民の税金を使ってはならない。更に送信情報に違法なものが含まれていれば尚更である。	議員活動に有効であり、税金を使っても何ら問題はない。

その他裁判では、市長がFAX送信を差し止める事は議長の職務権限に抵触するか否か、住民訴訟の前提となる財務会計行為にあたるか否か等が争われましたが、専門的になるため割愛しています。

## 第2回定例会の私の一般質問

### < 泉州東部農用地整備事業について >

#### ・談合問題

< 質問 > 本件事業の主体である緑資源機構は官製談合の疑いで捜査が入っている。本件事業の和泉市分だけでも150億円弱となるが、このような心配は無いのか。

< 答弁 > 危惧を抱いているが、林道部門の疑惑であり、本件にはそのような問題は無いと聞いている。今後大阪府とも連携して中味の検証を行いたい。

< 質問 > 談合は無いとのことであるが、工事の落札率は

< 答弁 > H11年の工事の平均落札率は96.7%、H16年は94.5%

< 要望 > 90%を超える落札率は談合の疑いがあると聞いたことがある。また随契が非常に多い等この数字に懸念がある。

#### ・トンネルの安全性問題

< 質問 > トンネルの安全性について確認をとる必要があると聞いているが

< 答弁 > 緑資源機構からは、適正な工事を行っており問題は無いが、照明工事等の際に確認をすると聞いている。

#### ・緑資源機構廃止後の対応

< 質問 > 緑資源機構が廃止された後はどこが対応するのか

< 答弁 > 緑資源機構は今年度限りで廃止の方向だが、その後は経過措置法人が対応する。

< 質問 > 償還は15年であるが、それまで経過法人は存続するのか。

< 答弁 > そのように考えているが、未だはっきりしない点がある。

#### ・工事完了後の業務について

< 質問 > 工事完了を控え、今後やらねばならない事は

< 答弁 > まず事業費が適正であるかの検証が必要。現地確認と問題箇所の整理を行い、機構に文書で申し入れる予定。

< 質問 > 多くの業務を行うのに人材が必要では。また緑資源機構からの文書は電子化が必要では。

< 答弁 > 現在の体制でやれるのかどうか今後見極めたい。電子化は必要なら機構に要望する。

< 要望 > 事業引継後維持コストを心配している。十分検証の上引き継ぐよう要望する。人材についてもしかるべき対応をお願いする。

#### ・小川団地から小川への道路の市道認定

< 質問 > 市道認定の基準及び管理上の問題は

< 答弁 > 道路構造令に基づき認定。これから構造協議に入る。管理上の問題があれば検討・協議する。

< 質問 > 当地は急傾斜地に指定されている。お墓に至る道路は角度的に見ても市道の認定基準に達していないと思うが。道路の工期は。

< 答弁 > 19年度中に工事完了の予定。地元の要望もありこのルートを決めた。

< 要望 > 当地は冬期は凍結し、維持管理は大変だ。擁壁も含め工事費も高くなる。法と条例に基づき認定していただきたい。

### < 放課後子どもプランと学童保育 >

#### ・人材確保について

< 質問 > 放課後子ども教室の人材確保は

< 答弁 > コーディネーター、学習アドバイザー、安全管理者の設置が必要。設置予定の検討委員会で調査の上、学校や地域の団体に呼びかけを行いたい。

< 質問 > 来年4月から実施と聞いているが課題は。

< 答弁 > H20年4月に何校かモデル校を作りたい。人口が伸び余裕教室が少なく、人材の確保のための予算措置が今後の課題。

#### ・学童保育の時間延長について

< 質問 > 時間延長の費用負担は

< 答弁 > 6時までの延長で、月当たり一人3,500円の負担増となる。

< 質問 > 私は過去に時間延長の請願の紹介議員にもなったが、市民の要望は切実である。何とか対応を。

< 市長 > 予想を超える待機児童を出したことは反省している。待機児童の削減に取り組む。時間延長は保護者のアンケートの結果だけでは進めるのかどうかと考えている。しかし必ず迎えにくる。また費用を負担していただければ、再考したい。

### < 光明池の活用とその周辺開発 >

#### ・水質保全について

< 質問 > 和泉市の自己水の水源池である光明池の水質の現況は。

< 答弁 > 水質の現況は20年前と大きな変化はない。しかし富栄養化に伴う植物性プランクトンの影響でカビ臭の発生が見られる。粉末活性炭の投入等を行っているが、プランクトンの増殖を抑える吐き装置の設置を光明池土地改良区に要請している。

< 質問 > 吐き装置については以前から話があるが。

< 答弁 > 光明池改良区に要望書を出したい。

< 質問 > その他の水質保全対策は。

< 答弁 > 水源上流の監視や、学習会の開催、立て看板の設置等啓蒙活動を行っている。流域開発があるものの、水道水源としては一定のレベルを維持している。

< 質問 > 光明池がきれいになれば、自分たちの飲む水もきれ

いになる等もっとわかりやすいアピールが必要では。  
 <答弁> 光明池水質保全連絡協議会で協議したい。

・和田浄水場について

<質問> 和田浄水場は府営水道を買うより単価が安く、年間1億円の利益があるが、今後の予定は。  
 <答弁> 現有設備の維持・整備更新を図りながら引き続き和田浄水場での水処理を行っていく。

・泉北水道企業団の廃止について

<質問> 平成21年度をもって廃止と聞いているが。  
 <答弁> 平成13年度に高石市、泉大津市、和泉市の連名で平成21年度に廃止を厚生労働省に提出した。その後複数水源の安定化と設備の劣化が進んでいないこと等から平成22年以降も継続したいと要望し、大阪府から泉北水道の課題の整理と国が推進している広域化を真剣に検討する条件で平成23年度まで延伸の了解を貰った。  
 <質問> 平成23年以降はどのように考えているのか。  
 <答弁> 泉北水道は災害時の自己水として、又水道事業の経営としても重要な施設である。光明池の水質、水量等平成24年度以降も利用可能となれば、引き続き活用したい。そのための技術的諸課題の検討に時間を要しているが、出来るだけ早い段階で方向性を出したい。

・NTT グランド跡地の産廃問題について

<質問> NTT グランド跡地に産廃が埋められていたのをいつ知ったか。又それについての指導は。  
 <答弁> 平成17年2月に設計業者からの相談で知った。産廃の指導は権限は大阪府であり、窓口を紹介した。その後産廃は撤去され、土壌汚染も無いと聞いている。

< 文書管理について >

<質問> 市長は先の文化財保護事業用地の確認書の問題で、文書管理の改善を答弁されたが、その後どうなっているか。  
 <答弁> 市の行政に大きな影響があると思われる、覚え書き等の文書については部長会を通じて管理の徹底を図った。その後は特段の取り組みは行っていない。  
 <質問> 議事録の作成がきわめて不十分であるが。  
 <答弁> 各所属長の判断で作成している。  
 <質問> 各所属長の判断に任じていた結果が、開発指導のところで述べたように市民に十分な説明が出来ない事態を起している。なんとか議事録を残す方向で考えられないか。  
 <答弁> 電子自治体の視点で文書管理をとらえるべきと考える。

口利き防止条例を制定

市議「あそこの道路、はやく直してあげてよ」  
 職員「すぐには、ちょっと……」  
 市議「じゃあ、いつならできるの」  
 職員「新年度の予算でいかがでしょうか」  
 よく見かける会話です。いわゆる口利きです。  
 地方議員のほんらいの仕事は、議会の場で、予算や条例を審議することですが、行政に個別に働きかけをする「口利き」を、むしろ「本業」とする議員は絶えません。「行政の目は隅々までは行き届かない。地域と行政のパイプ役になるのは、地方議員にとって当たり前の仕事だ」と言い切る議員もいます。このような口利きの弊害を防止するため第2回定例会で、口利き防止条例が制定されました。  
 私は平成17年3月定例会で助役の逮捕を受けて、口利き条例を制定するよう質問しましたが、当時は他の市の状況を見るところでは積極的ではありませんでした。今回行政運営改革検討委員会（委員長・中島馨弁護士）が出した提言を受け、条例を策定したもので、来年1月1日から施行されます。  
 この条例の正式名称は「和泉市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」といい、職員の公正な職務の執行のために制定されたものですが、主たるねらいは口利きから職員を解放するための条例です。必ずしも口利きは議員のみを対象とするものではありませんが、口利きの多くを議員が占めていることは厳然たる事実であり、私達議員の行動を戒めている条例といえます。  
 最初の会話のようなものは、悪質さからいえば比較的軽いものですが、職員の採用試験で不正合格を働きかけたり、公共事業の指名競争入札に業者を押し込んだり、等の行き過ぎた口利きで、刑事事件に発展した例も全国的にはあります。  
 訴報裁判でもありましたが、議員が市民の要望を市に伝えこれを実現するのも、議員の一つの仕事かもしれませんが、厳しい財政事情からして施策は選択と集中が要請されています。住民福祉をはじめとして市としてやらねばならない課題は山積しています。議員が持ち込んだ市民の要望は対応が難しいのが行政の正直なところではないでしょうか。単なる要望であれば、大きな問題にはならないでしょうが、それが圧力となると問題になります。  
 施行後は、口利きの内容が不当なものであればその内容は「対策会議」にかけられ、結果は市長に報告されます。口利きをやめるよう勧告をしても従わなければ、市長はその内容や求めた人の名前を公表することができます。  
 このような条例は府内では先進的なもので、来年の施行後は条例の趣旨に則り運営されることを希望しています。これにより不当な要求の抑制効果をねらったもので、議員からの口利きは大幅に減ることでしょう。  
 土地開発公社の決算審査で質問しました。



## 土地開発公社決算審査より

### ・文化財保護事業用地の買上げ問題

- <質問> 大阪府との文化財保護事業用地の買上げに関するその後の進展は。
- <答弁> 従来から買上げを大阪府に強く求めているが、明確な回答はない。公社の健全化計画では平成21年度処分となっており、大阪府も承知しているのでそれまでに具体的な解決案を要求していく。
- <質問> 大阪府の依頼で取得したとの認識に違いないか。私が起こしている裁判で、市は大阪府がどのように認識しているかは知らないと言っている。
- <市長> 市民に負担をかけないよう金利負担を含めて（簿価のこと）で買上げを求めている。大阪府も本市のこの考えを軸に話し合いには応じてもらっているし、平成21年決着に向けていたずらに引き伸ばしを考えてはいない。紳士的に話し合っている。
- <質問> 和泉市も大阪府もともにこの土地は大阪府の依頼で先行取得したという認識で間違いないか。市長も頷いていただいているので、そういう認識であると理解します。

### ・大阪府市町村振興補助金について

- <質問> 昨年の補正予算で計上した文化財保護事業用地に関する大阪府市町村補助金の申請を急に取り下げた経緯について説明を。
- <答弁> 本年3月上旬に大阪府から、本件補助金は特定の用地に着目した補助金であり、要綱上出来ないとの話があり、過去の経緯から強く抗議したが止む無く補助金の申請は断念した。
- <質問> それでは公社全体に関する補助の申請は出来ないのか。大阪府は平成19年度は前向きに対応しているらしいが、その点も含めて答弁を。
- <答弁> 平成19年度はそのような方向で申請を考えたい。前向きに対応の中身は現在明らかでないが、この土地の活用で簿価対策につなげる方向で検討していただいているのかなど考える。

### ・土地開発公社の存続について

- <質問> 健全化計画後の公社の存続は。
- <答弁> 事業関連の土地の集約等で一定の存在価値は残る。
- <質問> 土地の値上がりの状態での先行取得という公社の使命は終わったのではないのか。簿価と実勢価格との差50億円程度と思うが、いずれ和泉市の負担となるが市長の考えは。
- <市長> 土地開発公社という名前は別にしてこのような組織は必要と考える。塩漬け土地の問題は、北部リージョンセンターやSゾーン等土地取得の時期が適切であ

ったどうかという反省を踏まえ、土地の先行取得については十分精査して取り組みたい。

### 昌子の日記

- 7/2 一般質問  
7/3 一般質問  
7/4 本会議  
7/5 和泉中央駅会報配布、ソロプチ合同委員会  
7/7 和泉中央駅会報配布、参議院選挙手伝い  
7/7 榎尾川清掃活動、万葉講座  
7/9 北信太駅会報配布、文化財裁判、ダム定例会  
7/10 空港問題特別委員会（関空第2滑走路視察）自治を考える懇談会傍聴  
7/11 和泉中央駅会報配布、市政相談会  
7/14 ふえみんシンポ「働けど働けどワーキングプアなんてやねん！」  
7/15-16 松尾川土砂流出現場へ  
7/17 参議院選応援  
7/18 事務所運営委員会  
7/19 和泉中央駅会報配布、ソロプチ例会＆青色回転灯付原付自転車贈呈式（大阪狭山市）  
7/20 信太山駅会報配布、洋ランの会  
7/22 福祉問題勉強会  
7/23 和泉府中駅会報配布  
7/24 ごみ問題学習会  
7/25 市政相談会  
7/26 ソロプチモニュメント時計寄贈式典  
7/27-29 柏崎市震災ボランティア  
7/30 議員研修会、榎尾川ダム定例会  
7/31 近畿市民派議員学習・交流会

#### 事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

（事務所 緑ヶ丘1-3-15）

#### 万葉講座（場所 緑ヶ丘自治会館にて）

・講師 大高勇さん（犬養万葉顕彰会会員）

・会費 1,300円

・9/8(土)14-16時 万葉の旅

奥琵琶湖～若狭～敦賀

#### ちぎり絵

・講師 西原志満子さ

・9月12日(水)13時～16時

・材料費実費 参加費無料

#### パソコン講座（参加費無料）

・8月は夏休みです

#### 市政相談会

・第2、4水曜日 20:～21:30